



第十五卷 第四號

(通卷第六十號)

昭和五年十月發行

研 究

維新前後の基督教問題と
思想統一運動(上)

德 重 淺 吉

- 一、維新前の關邪運動
- 二、浦上教徒事件
- 三、祭政教一致
- 四、浦上教徒の三燃
- 五、神道國教策の決定
- 六、大教宣布と關邪運動

一、維新前の關邪運動

水戸學派の史論や崎門學派の名分論以來、王政

復古の思想的に由來する所も甚だ久しいものであると同時に、之に續く維新改革の諸象も、幼稚な形に於ては夙に識者の議に上つてゐるものが多かつた。といふのは、文政天保の交を峠として、我が國民社會はあらゆる方面に於て行き詰りの状態にあり、それだけ又學者政治家の間に改革策が考慮せられ、それに關する著述も澤山試みられたので

ある。中には鹿兒島・佐賀・水戸・萩等の諸藩に於けるが如く、之が實施を見た處も少くない。然り而してこゝに注意を要するのは、それ等の改革論は多かれ少かれ、當時の所謂海防論に干繋してゐることであつて、さういふ場合には又、いつも二百年來の御國禁なる切支丹宗門の恐れが背景として働いてゐる。つまり問題がすべて對外的制約の下に考へ始められたのである。この一事は維新史の本質を理解する上に極めて重大なことであるがその最もいゝ例として予は「新論」を提出しよう。

新論は言ふまでもなく文政八年の三月即ち幕府が無二念打攘令を出した翌月、水戸の儒臣會澤正志が藩主齊脩に上つたものである。その説く所は

謹ミテ按ズルニ神州ハ太陽ノ出ヅル所、元氣ノ始マル所、天日ノ嗣世々宸極ヲ御シ終古易ラス、固ニ大地ノ元首ニシテ萬國ノ綱紀也、誠ニ宜シク宇内ニ照臨シ皇化ノ暨ブ處遠邇有ルコトナカルヘシ、而ルニ今西荒ノ

蠻夷脛足ノ賤ヲ以テ四海ニ奔走シ諸國ヲ蹂躪シ、眇視跋履シテ敢テ 上國ヲ凌駕セント欲ス何ソ其レ驕レルヤ。

といふ風な書出して、本居平田流の、皇國は宇内の總本國、皇神は世界の總帝にましますといふ信念の上に立ち、西方の來侵に憤慨して、之を防ぐ爲に「國家ノ宜シク恃ムヘキ所ノ者」五を擧げて、保國恢運の途を論じたものであり、特にその虜情と題する部門は、専ら西夷は教法を具として呑噬の暴を逞しうすることを歴史的に證明せんとしたものである。そして此の書の持つ特長はその所論の敢直にして調子の高いところにある。だから初めは公行を憚つて彼の門弟が内密に傳寫した位であつたのに、弘化年中彼が烈公の幕禮を獲られしに座して蟄居してゐる時、弟子達が板行してから、一時にその名天下に喧傳せられて、間もなく雄飛論と題する和解も出で、その他異板十を以て

數ふるに至るといふ勢であり後には新論を讀んで
ゐなければ士人の間に敬重せられないといふ迄に
なつた。それは云ふまでもなく、此の書の論旨が
世人の期待してゐた所によく符合したからであつ
て、此に依つても此の立論を當世に行ふに最も適
する政界一方の首領水戸烈公の輿望を大ならしめ
たと思はるゝ。乃ち新論七篇は幕末日本に於ける
思想的指導者であつたと云へよう。

誰もが知るごとく正志には此外にも澤山の著述
があつて正大の論旨と激高の氣韻を兼ねた王道・
國體・臣道に關する研究があるが、その中でも廻葬
篇(天保四
年刊)、下學邇言(弘化
四年)、閑聖漫錄(文久
元年)等には
何れも同様の趣意を以て邪教の害の恐るべきこと
を説いて居り、殊に排邪を主題に論辨したものに
も豈好辯(文政十
一年刊)、三眼餘考(嘉永二
年刊)、息邪漫錄(嘉永
五年)
侮禦策(安政
二年)、關邪篇(年月
不明)等があるといふ。此の
内豈好辯と三眼餘考は無名で出したのであるが、

關邪論と並んで盛に讀まれた。云ひかへればそれ
程時代の要求に當て倏つてゐたのである。

所がその豈好辯の中には西人は天主を説く、即
ち造作假託の説を爲して彝倫に於て一つとして鞅
らざる者無く、之に依つて天道を誣ひ國政を害す
と云つて君臣・父子・夫婦・長幼・朋友の間に於ける
破倫僞道を責めるに最も力を注いでゐるが、また
關邪論には、此れ以上に彼の夷説は固より君子は
欺くに堪へないが、愚民を蠱惑すること此より甚
しきは莫しとして、これは恰も一向之説に似てゐ
る。否一向の説の淺々なる者である。昔妖僧親鸞
が此義を唱へてから之に従ふもの流るゝが如く、
遂に天下を煽動して、織田氏の英雄を以てしても
絶つ能はざるに至つたと述べた。夫れ一向宗は東
方佛教即ち和國のそれに於ける最尖端を行つたも
のである。依つてこゝまで論せらるれば、幕末社
會の動きを支配した水戸派の思潮は明白に示され

たのであつて、それを一言に盡せば、尊王攘夷排佛、そして之を結合せしめる紐帶は、言はずもがな「破邪」であつた。

だが然らば、それ程國民思想の間に重きを成してゐた邪教なるものは一體どんなに考へられてゐたのであらうか。これは邪教そのものが實際如何なる教理を持ち如何なる布教をなしてゐたかといふ事實の詮索とは全く異つた意味を持つ。然しこれが今の場合には大切である。そこで私は不圖した機縁から一昨年見出した邪正問答といふ寫本を紹介したい。

此の書は四卷、元來は八卷あるものらしい。著者も述作年代も明かでないが、内容から見ても、恐らく慶應三年、神儒二道にも精しいさる眞宗僧侶によつて物せられたものであらう。それには先づ第一卷には「神國ノ大敵ハ耶蘇教ナル也」を明かし、天文・地理・醫術・砲術等の妙術もすべて西洋

の諸徒が耶蘇教に引入るゝ手段なれば、それ等の書中にも密にその計略を隠しありとか、一度これに染まれば國恩も友義も忘れて彼の爲には同胞も殺すものとなるなど説き、第二卷には僧家より耶蘇を破すまで、吾朝の佛教は渡來の始より勅命によつて弘まり、その後は歸向の神明の託宣に遵つて人氣を和らげ治世の助をなして來たが、耶蘇教は之と異るとて、第一には國土を奪ふ邪を辨すまで、西人は莫大なる金錢を持てる故に、軍船、大砲等を以て或は欺き或は劫して、二柱の御神の徳によりて成り出てたる此國を取らんとし、その爲には全く理りのなき四海兄弟などいふことを申し立てるとか、割合にわかつたことを記してあるが、その後の方には「魔毒ヲ以テ人ヲ惑ハシ國ヲ取ルノ邪ヲ辨ス」として

剛感錄及明朝破邪集ニ云ク耶蘇宗ヲ弘メント弘慮ヲ盡ス者ヲ召捕リ、深ク是ヲ責ルニ白狀シテ云ク、此宗法

ヲ傳ヘルニ信セサル者ヲ引入ル術アリ、ヨクノ此法ニ執シタル人ヲ殺シ瓶ニ入レ土中ニウヅミテ五十年ニシテ是ヲ出シ其骨肉ノ油水ヲ製シテ器物衣服等ニ是ヲ附ケ置キ人ニ授ルニ、人はヲ用レハ其油水身ニ附テ其人此法ニ執スル事五十年前ニ殺シタ人ノ心ト少シモカハル事ナシト云ヘリ云々。

とあり、又「耶蘇宗ノ僧人ノ眼ヲ取ルノ邪ヲ辨ス」といふ條には

剛感錄ニ云耶蘇教主我法ヲ弘ルニ、深ク勸メテモ信セサレハ多ク金銀ヲ與ヘテ是ヲ勸テ其信シタル者死シタル片ハ、其親類縁者迄モ死人ノ間内ニ入レス、耶蘇教主一人死人ノ所ニ入り戸ヲ閉テ凡ソ半時斗リ歷テ死人ノ頂ラニ紺ノ袋ヲ着セテ是ヲ引導ト云フ、爾ルニ有人其死人ノ面色ヲ親類ニ見セサル事ヲ怪ミテ虛ヲ死シテ耶蘇教主ヲ招クニ教主其計略ヲ知ラス、來テ死人ノ間ニ入小劍トナル曲劍ヲトリダシ、已ニ眼ニサシツケル時眼ヲ開キテ即教主ヲ擒リ、其領主ニ出シテ深ク是ヲ責メルニ遂ニ白狀シテ云ク、人ノ肉眼ヲ以テ鉛ヲ製シ

銀ニ似セルニ永ク銀ノ如シ、是ヲ以テ銀ノ錢ヲ造リ是ヲ與ヘテ我法ニ引入スト云ヘリ。又日本ニテモ其類ナル惡計ヲ行フト見ヘタリ、其故ハ御制札ニモ出ル如ク此法ヲ信スル者ニハ南蠻國ヨリ毎日黃金七厘(マム)ヲアタヘルトアリ云々。

と述べてゐる。第三卷は「渡來ノ耶蘇教主及夷人ノ行ヲ以テ耶蘇教ヲ破ス」と題して、彼等が却つて天主の命に背きたる行爲あることを擧げるとて殺生を敢てし謀計を用ひて人の財物を貪る事實を示し、彼等が渡來の初より交易を願ふは是全く利を貪る爲なり、そは彼等の奉ずる耶蘇教は全く人を殺し國を奪ふ爲の國賊の法なりと結論し、第四卷は「神道ヲ以テ耶蘇教ヲ破ス」とて、彼等が天主を尊信して恐多くも天照皇太神を輕し日の御神を火球と云ひ、月の御神を土魂とするは下根薄才にして神道の本意を得ざる故の惑なりとする。そして更に彼の耶蘇が眞に天主の使ならば國王の子に

も生るべきに、農家の馬屋の傍に捨てられたとは是全く穢多の子の證なり、それ故に人の道たる禮を知らず、自然彼が法は虚談にして五倫を破り國亂を作す爲の謀計である。夷人原が常に軍器を製し陣法を求るを職とするは、此の國亂を好む魔神を本尊とするからである。「嘉永六年夏六月亞墨利加入渡來ヨリ以來、慶應丁卯春ニ至ル僅カ十三歳ヲ經ルニ苛政年々ニ増シ、干戈月々ニ倍シ、惡瘡ハ益流行シ夷賊ノ爲ニ皇國神孫ノ諸民命ヲ落ス者數千人ニ及ベル」のは全く耶蘇教の魔毒魔術の二つに依るのだ。早く之を禁せざれば神國滅亡すること疑なしと、先づかういふ趣旨である。

さて此の中剛感録といふのはどんな本か、何れ明末に出來たものであらうが未だ見當がつかない。明朝破邪集は説明するまでもない安政二年水戸藩で翻刻した明の徐昌治が編した破邪集八巻のこと、この翻刻は烈公の意志に基いたことも自明

のこと、烈公は夙に海防に注意して反射爐も造られたが、破邪にも熱心でこの後間もなく史臣に命じて享祿より文政に至るまでの邪教始末の事實並に排邪の著作を集成して息距編二十二巻を成された。幕末水戸の政論が海内を動したのは、かういふ思想的に先驅する所があつたからである。かくて水戸に發した此の破邪の氣は間もなく海内を席捲して嘉永五年には大橋訥庵の關邪小言四卷(安政四年)が出來、安政三年には僧月性の佛法護國論、同四年には鹽谷宕陰の隔靴論が公にされる。而してその間には嘉永六年のペリーの初渡安政元年のプチヤーチンの再渡といふやうな思想的に見て國民的の大事件があり、破邪の念も之に戟刺せられたのであるが、安政四年八月二十九日調印の日蘭和親條約には居留蘭人の信教の自由と踏繪の廢止を許され、更にこれが日米通商條約第八條には

日本に在る亞墨利加入自ら其國の宗法を念じ禮拜堂を

居留場の内に置も障りなし、並に其建物を破壊し亞墨利加人宗法を自ら念ずるを妨る事なし亞墨利加人日本人の堂宮を毀傷する事なく又決して日本神佛の禮拜を妨げ神體佛像を毀る事あるべからず双方の人民互に宗旨に付ての爭論あるべからず日本長崎役所に於て踏繪の仕來は既に廢せり

と規定せられ、之は他の國々にも均霑されたので、これから續々と宣教師が這入つて來る。先づ新教の方では前から支那に來てゐた有名なウイリアム・スドリツギンスが安政六年夏長崎に、同十月にはヘボンが神奈川に、翌月にはフルベッキが長崎、ブラオンとシモンズは神奈川に、舊教側では前から琉球に來て準備をしてゐたジラールが安政六年九月神奈川に入つたのを手始めに、メルメ(有名なカシヨ)は同十一月函館に、ムニクウは翌萬延元年十一月横濱に、更に文久二年九月にはプチジャンが横濱(文久三年八月)、三年一月フューレが長崎、ローカ(長崎に移る)

ニューが横濱(元治元年十一月長崎に移る)慶應二年五月にはクゼンが長崎に來るといふ風である。教會も長崎に新教のもの(文久元年)が出來たを手始めに、文久二年一月十二日には横濱山下町の天主堂の献堂式を行ひ、慶應元年二月十九日には長崎大浦の二十六聖殉教者堂が献堂式を行つた。明治事物起原によると、「横濱はなし」といふ文久二年出たものに、居留地の異人館や天主堂を見る人が引きも切らなかつたことが書いてある由であるが實に然りて、浦川和三郎氏の「日本に於ける公教會の復活」で見ると千人以上に上つた日もあるといふ。そこで遂にジラル、ムニクウの二師は和語で福音を説きはじめた。その結果は五十五人の逮捕及び之に對する佛國公使の抗議となつたのである。然し此のことは當局が極秘にしてゐたと見えて割合に知られなかつた。たゞ神經過敏の時節とて色々の風評があり、殊にそれは異宗僧は或は醫術或は學問に達し

てゐるので之を施しつゝ國禁を犯して人を誘ふ、ことに金錢を興へ利を以てたぶらかすといふ風評が強かつた。況や當時は攘夷論極盛、外人慶殺の思想のみでなく實動の流行してゐる時である。此の政治上の運動を支へてゐる一つの支柱は關邪論であること言を須ひない。それを又自らも異國の教、無用有害の制度、消殻の民として排斥されてゐた佛教徒が利用して護法の運動と結び付けたことは云ふまでもない。だから此頃から所謂關邪運動の思想的方面は殆ど佛教徒に獨占せらるゝの有様となつた。試みに萬延以後の主なる述作を擧げて見よう。

- 萬延元年 關邪管見錄二卷 杞憂道人 輯録
(淨土宗鎮西派 養勵徹定)
- 文久元年 關邪集二卷 文久元年刊 校刻
- 文久三年 關邪護法策二卷 龍温著
(眞宗東派 姓樋口)
- 關邪護法策錄一卷 (同)
- 護法小策一卷 徳鳳著 (眞宗東派)

(此頃) 深慨十律一卷 淮水老杜多著 (眞宗西派 萬福寺南溪)

關邪行一卷 龍温著

元治元年 斥耶蘇一卷 得聞著 (眞宗西派 阿滿得聞)

慶應元年 斥邪漫筆一卷 深慨隱士著 (眞宗西派 佐々木超然)

寒更叢語二卷 同 明治元年刊

護法新論三卷 續編三卷 計六卷

明治二年迄ニ刊 勝國道人著 (眞宗西派 禿安慧)

總斥排佛辨一卷 龍温著

(此年カ) 耶蘇教大略一卷 未刊 針水著 (眞宗西派)

閑邪存誠一卷 靈通著 (伊勢ノ人)

二年 斥邪二筆一卷 深慨隱士著

關邪大義一卷 道契輯録(護法道人ト號ス)

此頃 筆誅耶蘇三卷 明蓮寺淡雲 (未刊カ)

三年 邪正問答四卷(八卷?) (無名)

無何里問對四卷 散楞道人著

(眞宗西派 瑕丘宗興)

閑愁錄一卷 長岡謙吉著 (海援隊士ナリ)

明治元年 斥邪三筆一卷 (寒更叢語ニ付ス)

深慨隱士著

護國新論一卷 慨疑道人著

(眞宗西派 安國淡雲)

南蠻寺興廢記一卷 (杞憂道人 校刻)

破提字子一卷 同 明治五年刊

釋教正謬初破再破三卷 同著

隨喜閑愁錄一卷 日谷麥子著

崎陽茶話附邪教始末一卷 (無名)

(越前ノ良殿ナル由)

耶蘇結末記一卷 (無名)

淮水遺訣一卷 淮水老杜多著

杞憂小言一卷 同

護法建策 一卷 義導著未刊

(眞宗東派 姓、福田)

明治二年 笑耶論一卷 杞憂道人著

祀先辨謬辨一卷 無名隱士著

護法總論一卷 晃曜著(眞宗東派 姓、雲英)

このうち杞憂道人は後の知恩院門主徹定上人で文久元年から明治五年までは武州岩槻の淨國寺住職であつた。幕末變亂の際に於ける彼の破邪的活動と之に續く維新排佛毀釋の時に於ける護法的活動とはまことに特筆に値する。また眞宗本派の龍

溫は京都圓光寺の住、慶應元年より明治十八年まで一派の學頭職にあり、文久二年には法主に隨つて江戸に下つたが、その時邪宗取調の密命を受けて密に横濱に入り、眼のあたりその傳道の有様を見、且つ漢文のものであるが、夥しい數の邪教に關する典籍を求めて歸り直接教義の研鑽に入つて彼の無道理を説破せんと試みた。然しこれには隨分の危険があつたことを彼は述べてゐる。多分攘夷の志士に視はれたのであらう。而して此頃彼が胸臆を遣つたものに關邪行なる長詩一卷あり、それによれば五國の商館横濱に旌旗を翻すこと一七、天主堂また巍然彫鏤せられ西僧和語を以て説法すどある。別の本には信者が三十餘人捕はれたさうなど書いてある。又耶蘇書籍を列擧したるものには天文問答、六道湖原、童蒙訓、耶蘇教或問、天路歷程、勸解鴉片論、耶蘇官話問答、西士來意略辨、朝廷准行正教錄、景教流行中國碑、辟

奉偶像解、靈魂之救、小學正宗、摩西五經など九十四部を記してある。尤も同師が此の全部を手に入れ、又は讀んだかは明らかでないが、これから次々に出たその著述講録によれば、まことに眞劍に而して忠實に且つ廣くその教理を討ねて之が防禦の方を立てんことに努力したことが窺はれる。現に護法小策の著者明願寺徳鳳の如きも彼の提擧を受けたのであり、後に東本願寺が護法場を設けて俊才を長崎に送り、かのウイリアムスに附いて耶蘇教の研究をさせたのも、亦彼の建築の結果であつた。次には淮水翁、これは豊後の南溪で同じく眞宗の護法家として特筆すべき人である。その深慨十律は少くも慶應元年以前のものであるが洋教が國家を危くし五倫を無みすることを賦したもので、村上佛山、長三州、萬行寺曇龍、古香涯(何人ならず教を乞ふ)佐田介石等の批或は跋があるが、之によつても廣く當時の思想界に影響したことを知り得

る。而してその引には

神儒佛ノ三道鼎立シ、以テ萬古不易ノ大典ヲナシ、憲法政則復尙フルナシ、而シテ 歷朝承襲シ、經世濟民綿々盛行シテ今ニ迨ブ、近年羶腥之賤闖入四邊名ヲ互市ニ托シ、以テ機會ヲ窺ヒ我神州ヲ鯨吞シ、竟ニ三道ヲ斥ケテ妖教ヲ施サント欲ス、之ヲ洋外ニ驅ラズンバ其害果シテ如何ゾヤ云々

と述べ更に明末萬曆のことを例證して明の亡びたるは之によると結論してゐる。以て彼が深慨を發した理由を察し得るではないか。そして此の神儒佛の三道を以て皇國の經理には足れりとする思想は、殆ど此時代の通勢であつて、大我の鼎足論四卷や武田大の大和三教論七卷はその代表的な述作であるが、此期でも靈通の閑邪存誠には推古天皇の御宇にあたり、儒佛の國家に益あることを知るしめ給ひ、之を神道と並べて天の三光に擬し三教鼎立して天下の大道と定めたまひ、國民の必ず履

むべきの則とす、その他毫も異法を雜ふべからざるの旨を制したまへりといふやうなことを書いてゐる。恰も貿易觀の上に我國は五穀金銀等有用の物満ち足り、外國に仰ぐものはなく、交貿によつて得るところは有用のものを與へて無益のものを

購ふだけであるとする考と對應するもの、その信奉せらるることも亦古いものである。従つてかの洋學家が遠西の奇器學術に感じて、漁るが如く之を求めたのとは全く矛盾の擧に出で、曾て山田維則が蘭學辨一卷を著し大橋訥庵が關邪小言四卷を物して教學より軍器戰法のことに至るまで我國在來の法を以て勝れりと主張したのと同じく、天文曆法の學理まで梵漢のそれを以て正しきものとなして、これが證明に努力する。つまり當時の人の頭には僧といひ佛といひ、これは道であり教であると共に學であつて、百般のこと之に備はらざるはなしと考へるのである。曾て聖護院の無外阿闍梨

は須彌儀縮少儀を作つて佛説によつて天象を説明し得たとなしたが、今又勝國道人釋安慧も之に心血を注いで、護法新論三卷同續篇三卷を著した。後の佐田介石の如きも等象齋と號して尤も之に力を致し、幾多の著述をなしたのである。

然しながら是はその結果知るべきのみである。然しながら彼等には地球地動の説はどうしても呑み込めなかつた。こゝに佛敎の十全を信するものには破天文の業は關邪の上に重要なこととなり、龍溫の總斥排佛辨には護法運動の第一に之をおき二に異敎三に局見の儒者四に臆説神道家をおいてゐる。蓋し異敎は今之を用ひてゐるからである。此場合、本敎本學と名をつけ萬國の本宗なりとする神道家は、洋敎でもそのよき所は取り容るゝ餘裕があつたので、「コロコロノ神道者平田カ類ヒハ此地動ノ説ヲ用ユ、古事記ノ文即地動ノ説也ト談ズル」(總斥排佛辨)とて悲しむべきことの二つとされる。

だからこゝに同じ關邪でも神佛二道の間に相違のあることが見られる。

次に慨癡道人は江州覺成寺の佐々木超然、明治元年二月二十九日寂したので、斥邪三筆は發端だけで中絶してゐる。此人佛學は固より、和漢の學に通じ慷慨の志あり、その斥邪二筆の如きは蓋し破邪物中屈指のものであらう。先づ初に邪教に洋教（舊教の）西教（新教の）の兩説あり古説は天動とし新説は地動とすとして、其分るゝ始末を瀛環志略に探り、且又彼が天主を立て開關を説くことの失を、十あげて論破せんとし、又邪説の支離孟浪なるもの三をあげ、更にその邪法たる所以を「豈好辨」によつて詳説してゐる。瑕丘宗興も江州即往寺主で無何里問對をはじめ許多の述作あり、東の龍淵と並んで護法關邪の二大家であるが、その無何里問對（上）には耶蘇教は「凡ソ天主ノ一因ヲ説テ萬人ノ來果ヲス、メ、現在ノ癡倫ヲ廢シテ君臣父子ノ道

ヲ撥無ス、小人好利ノ耳ニハ快クシテ、君子思義ノ胸ニハ傷シキ教ナラン、明ノ許大受（○聖朝佐）ハコレヲ名テ聚欲倡亂ノ術トスヘシ、是ヲ教トハ云ヘカラス、宗アレハコソ教アレ、彼ハ其宗トスル所ナク、唯人ノ好ム所ニ因テ之ヲ造リ出セル者ノミト謂テ其八因ヲ出セリ」とて、此の八條を説明してゐる。おほよそこれによつて當時の關邪論は大綱を盡したと思ふ。

然しながら或は言ふであらう。かくの如く邪教妖教とは唱へてゐても、寛永以來長い間の嚴禁時代に於ける恐しき言ひ傳へでさう呼ぶのでなく、既に破邪集や關邪集の翻刻あり、關邪管見録に載する如く許多の唐本も輸入せられて、邪教の教理的研究があんなに板行さるゝまでになつた維新直前後に於ては、まさか死人の油を使うの、眼玉を抜くのといふ如きことは信せられなかつたであらう。現に文久の頃横濱の天主堂は見物人相つき、

且つ又異人の説教を聞くものも現はれ、國禁を以て捕へられたるもの三十餘人もあるといふ位のことで、殊にドクトル・ヘボンの如きは尊攘美少年悔恨録といふ書物まで書かれる程の人望を持つてゐたではないかと。成る程かういふ事實もあつた。然し一般思想界の大勢から見れば此は却つて逆に取りられたこと疑を容れない。見物人は天主堂のみならず異人館すべてを物珍らしげに見たのである。ヘボンの醫術と人格を以てしても、それは極めて小數の、彼の仁風に浴したものだだけを感じたこと、一般人は依然として醫術を以て人を惑はし異教に引き込む邪徒と考へてゐた。それ故にこの頃の宣教師殊に新教のそれは極力今日の異教は昔南蠻人が持つて來たそれとは全く異なる、彼は亂國の野心ありしが此は毫もそれなし、殊に耶蘇教は天主教と教派を別にし戦も交へたること、邪正決して一にすべからずと説いたが、それも我國人には二派

異なりと雖も其教本一にして共に天主を敬崇し、耶蘇を信賴し、神佛を斥し君父を無みする邪道なりとするのみならず、更に耶蘇は表に巧言を以てするより奸黠なものさへ解してゐた。これは例證をあぐるまでもなく關邪諸書的一致する所である。又宣教師輩が或は施療をしたり、貧者を恵んだり、或は金錢を付して聖教を興へたりしたことは、愈利を以て誘う疑を深からしめた。そこで始めに出した邪正問答の記述は決して除外例といふことにならぬのである。此書のみならず他にも人の生き血を喜ぶとか、生き肝を取るとかいふ類のことが書いたものはある。つまり切支丹は恐いもの、魔術を用ひ人を誑かして國をとるものといふ觀念は猶人々の頭の底にこびりついてゐる。文政の末年大鹽平八郎の如き識者までが得體の知れぬ祈禱をなす邪教一味は切支丹の者共と片付けた様な氣分は失せない。此の「觀念の上に於ける異

「教」が教理の研究によつても邪道なること明かにせられたりといふ後押を伴うて維新變革草創の際に作用する。護國新論に對する中外新聞(第四四號、慶應四、六、六)の批評は此の點でよい引證になると思ふ。

道人(○前者概痴道人、即ち博多明進寺の淡雲のこと)は何國の人なるを知らず、此頃新論一卷世に出づ。披き觀るに天主教耶穌教の邪宗門なる事を辨ぜし書なり。古來破邪闢邪等の名を題せし書多しと雖も、多くは外觀の淺見に依て其一二の端を斥して誹難せし者にして、彼の西教の要領に通じたりと見ゆる者少し、此書は僅に七八枚の一小冊に過ぎずと雖も、道人博學にして考證洩るゝ事無く、實に有志者一讀せずんばあるべからざるの奇書なり。

中外新聞は洋書取調所系統の學者柳川春三などが出したものである。これに西教の要領に通じたることを許し、而して有志者(○此は當に天下國家を憂ふる人々を解すべきであらう)は一讀すべしといふ。破邪の思想は思つたよりも深く維新前後の思想界を支配してゐた。

二、浦上教徒事件

以上は維新當初に於ける思想統一運動の基礎的誘因として闢邪思想を眺めたのであるが、此の運動には今一つ直接の刺戟となつた浦上事件を考へなければならぬ。尤もこの事件については既に研究も多いことであるから自分はそれを纏める位のことである。

今日長崎に旅する誰でもが、先づ驚きの目を瞪る左手の天主堂、あれがそんなに大きいのは實は過去四百年の情熱が礎になつてゐるからである。然り浦上の住民は實に一村を擧げてこの長い間を苦しい潜伏切支丹として送つて來た。慶應三年の調によれば戸數約八百戸の内佛教信者は七十戸に過ぎなかつた。國家の權威による三百年の強制でもこんな状態である。だからその間には幾度も迫害は來た。浦川氏の「公教會の復活」に記す處でも、寛政二年より七年までの崩れ、天保十二年

の崩れ、安政三・四年の崩れと三度ある。此の安政崩れの後間もなく、居留地なる大浦に彼のフランシス人の天主堂が建つたのである。そして慶應元年二月二十日(西曆一八六五
年三月十七日)には、此の浦上の潜伏切支丹が発見されたのである。それから後のプチジャン、ローカーニユ、及び約一年後からはフーレ、クゼンを加へた四人の宣教師の目覺しき活動、及び之と共鳴共動した浦上教徒の活動に就いては暫くこゝに筆を省いてよいが、然しその驚くべき勢ひが、どんな問題として政治上社會上に現はれたか、又どんなに考へられたかは注意しておく必要がある。

條約によつて會堂は建てられても我國人に布教することは固より許されて居らぬ。然るに潜伏者が名乗り出してから、見物に来る教徒は教を聞き宣教師は之を傳へた。そして間もなく浦上、五島、黒崎、神ノ島等の信者も夥しく參詣するので、七

月には遂に天主堂の參觀を禁せられた、之が取締りの始りである。然し教徒は密に夜教士を訪ねた。無論天主堂には小使として熱烈な信者があつて間牒と信者とを區別する。その内に監視も緩やかになつた。教勢はいよゝゝ募る。役人も固より之は感付いてゐる。然し當時の幕府は積弱の餘威に倚つて、内は薩長の雄藩に叛かれ、外は外國の壓迫に苦しむ。稍たのむ所は因襲の力と外力では佛國公使レオン・ロッシュがある。而もロッシュはプチジャン司教に向つて、若し信者が迫害さるゝやうなことがあつたならば自分に信頼せよといひ將軍は佛僧と手を斷たんと思つてゐられる。だから今年もしたら布教黙許は得られる。長崎奉行にも頼んでおくと云つたといふ(日本に於ける
公教會の復活)。實否如何にかゝはらず、こんなことが話されるやうな際に、幕府の外交方針が務めて事勿れ主義を執つたことは勿論であり、その事勿れ主義の氣分が屬

更の手心に響くのである。況や五島藩などは昔から、財政困難のために教徒の出ることを恐れ、つとめて隠蔽するの策をとつてゐたといふに於てをや。そんな事情で、慶應二年十一月二十日にはいよく浦上の總代三十名が庄屋に呼ばれたのであるが、早く改心して天主堂に行くを止め、十年前の如きことがない様にせよといふ懇諭であつたといふ。故に教徒の態度一つでは潜信困難でなかつたのであるが、然し熱信といふものはそう行かぬと見え、問題は對佛教關係として現はれた。葬儀問題これである。

慶應三年四月五日本原郷の茂吉なる者が死んだ。親戚の者が天主堂に行つて相談したら、庄屋に届けるだけにして寺院とは全く手を切れと教へた。然し佛葬は慶長十八年以來の幕命である。彼等は旦那寺聖徳寺(浄土)を呼んだが、使の者が多分計劃してのことであらう、途々無禮を働いて、

途中から怒つて歸らしむるに至らしめた。やがて聖徳寺は告發した。此の審理が濟まぬ四月十六日に又タカなる者が死んだ。今度は庄屋が寺僧を招いて來たが、死者の親族が聞かぬ。遂に信者の總代を召喚したら、我々は國民としてお上には忠誠を勵み御命令には服従するが、唯佛僧とは是から一切關係を斷つと申出た。その結果四月二十日總代は代官高木作右衛門の訊問を受け、切支丹の信仰を持つことも申立て、更に奉行能勢大隅守の説諭を受けたが聞かない。加之翌二十一日には寺院と關係を斷ち自葬願ひ度きものゝ連名簿を差出した。浦川師の公教會の復活によると

卯三月十四日(○西曆四月十八日)浦上村本原郷之者共同村庄屋に申立候次第

私共儀先祖より申傳の儀有之、天主教の外には何宗にても後世の助けに相成らず候へ共、御大法の儀に付是までは餘儀なく旦那寺聖徳寺の引導を受け來り候へ

も是は全く、役目迄にて、誠に上の空にて引導受け來り候處、當今外國人居留地へ禮拜堂建立に相成りフランス教化の様子に承り候處、先祖傳來の趣々符合仕り候に付き、別而信仰仕候、尤も未だ當分の事に付き、極

(ニの訛か)

意の儀は相辨へ申さず候得共、人間にはアリマシ申す魂これあり死後は極樂も申すべき難有き所へ生れ替り候もの、由和尚申論し候に付頻りに信仰仕り且那寺は淨土宗に拘らず何宗にてもアリマの助け候教に無御座候間、終に御大法相背き候段は如何にも恐れ入り候得ぎも、宗門一條に付ては如何様の嚴科に處せられ候とも、是非に及ばず私に取立いたし候様被仰付度一此節三八の母タカ病死に付埋葬致し候儀は、且那寺の引導を請はざる迄にて外に相變り候儀は無之○下とあつて、その趣意は明かである。その内に四月二十八日に又死亡者があつた。そして此の際には暫定的に自葬の許可が與へられた。無論奉行の指圖であらう。されど問題は幕制の根本に關する大きいものである。それ故奉行は何らかの指揮を仰

ぐべく江戸に上つた。曾て神道家が屢々苦んだ葬祭の問題はこゝにも同様に排佛教といふ形をとつて現はれた譯である。

一體この問題はいかに奉行所が祕密にしても寺院の多い長崎にはすぐに聞え、國內にも響く筈である。然るにその直接の影響を受けたものは、閑愁錄の外には明かに知らない。即ちこれは親しく長崎にあつた海援隊士長岡謙吉が、此年七月我國の佛教は天竺のそれにあらずして皇國の佛教である、其渡來より茲に二千年皇化を保護するの效勳(一、)にして佛は將に滅びんとする時勢には、法門の人たるものは宜敷四句の願輪に鞭ち、身命財を愛します諸宗相謀て吾王法佛法を護持せざるべからず、然るに方今の僧徒は、多くは天下の遊民たるに甘んじ、圍碁・詩歌・點茶・插花・酒女に耽溺し、間々戒律を奉じ奇特の清僧あるも自ら世外の者と

觀念し、政教一致の事に心を用ひず、佛法は國家を保護する大威力を具足せる大活法なる知らず、縱ひ是を知るも亦唯政法に束縛せられ、己れが手腕を伸す能はざるを歎じたものである。蓋し僧徒を彼のブチジャンなどに比するときは玉石も管ならぬ差違である。これは平田大國流の神道家に比してもその意氣の點では云へることである。かるが故に僧侶中でも慷慨家は悉く之を攻撃した。隨喜閑愁錄はこの閑愁錄を讀んで其鳴隨喜したものの(恐らく眞宗東派の僧ならん)の著述であるが

第二ニ弘法圓光ノ二大師ヲ舉テ近世ノ儒僧ニ鍼砭ス、何等ノ眼光何等ノ愉快ソヤ、儒僧ニ二類アリ一曰無知一曰有知ナリ、無知ハ我が法門ヲ以テ彼ノ洋教ヲ攘ヒ皇國ヲ保護スル事ニ意ナキ者ナリ、此ニ二類アリ一ニ曰ク愚僧、此レ只宗門之證印ト死者葬法トノ舊政ニノミ安ジ無學朦昧ニシテ圍碁詩歌等ヲ翫弄シテ佛法之佛法タルヲ知ザル者ナリ、二ニ曰ク徳者近來徳者ト稱セラル、者ヲ見ニ外相ヲ柔ニシ人ト爭ハズ妄ニ自ラ尊大

ニシ破邪顯正ノ力行アル者ヲ見テハ却テ之ヲ貶斥ス、自ラ以爲ク僧ハ空門ト稱シ方外ト稱シテ世外ノ者ナリト、嗟呼悲哉、有知トイフハ我佛法タルヤ國家ヲ保護スル大威徳ヲ具有スル事ヲ知ルト雖、中古ヨリ今日ニ至テハ政府モ諸藩モ通ジテ儒家ヲ採用シ、佛者ノ言ヲ採用スル之機ナキヲ以テ、之ガ爲ニ束縛セラレ自家ノ腕力ヲ振フ事能ハザル者也、是亦儒僧ト云ベキノミと慨してゐる。美作圓通寺道契の關邪大義は浦上事件の特定なる影響は受けてゐないが、それには特に檄僧文といふのを附して

方今の僧侶法の邪正を知らず、豈是を吟味し摧拆するに堪へんや、今の僧に三等あり、下等は無知無學にして酒を飲み色に耽り、因果を辨へず朝昏の禮佛誦經をも務めず、懶惰亂行す、中等は僅かに女犯肉食戒を守つて擅施を食り寺を造營し、祠堂金を蓄るを業とす、上等は聊か書を讀み詩を賦し茶花を玩弄し風流を主とし、多能に誇る、是を三等とす、其名密禪淨の中にして眞參實究底の僧を尋るに一國に一人或はなからん、

佛法の下衰茲に極まれり

と悲泣した。西教は佛徒を自省せしめただけでも意味がある。

さて六月になると、江戸に上つた奉行が歸つて来た。そして十三日夜には疾風迅雷的に教徒召捕が決行せられたのである。事は崎陽茶話(邪教始末を附す)

と耶蘇結末記に悉しいが、此書共に翌慶應四年のもの、文體調子からいつて僧徒たるに違ないから長崎に住んだ僧か或は探聞に行つた僧の報告書を板にしたものである。攝信上人の日記によれば大道寺律師なるものが慶應三年冬長崎に出役して色々事情に悉しかつた事がわかる。徹定上人が明治四年出された南蠻寺興廢記には崎陽茶話を良嚴の著としてあるが、彼此推すと探聞に行つてゐた僧があるかも知れぬ。良嚴は西本願寺末の僧で後の石丸八郎だが耶蘇結末記も同人の著に違ない。

處で此二書によると、六月十三日の夜は奉行所

公事方の定役及び手附、町役並に武館の劔槍隊、

砲隊まで加へた百七十人で八十五人を捕へたのであるが、既に此夕残りの邪徒が數百人蜂起して浦上村天主堂の本尊等を取返してゐる。奉行所では十四日俄に小島に牢屋を作つて、信徒を收め、日々召出して教諭説得を加へたが、何分強情を申募り改心處か、却つて表向天主教に改宗のことを御免に預り度と申立たといふ。多分兼て信教自由のことを聞いてゐたのであらう。八月十四日になつて奉行所からは眞宗七ヶ寺禪宗二ヶ寺を呼出して浦上村在留の者共を改心轉宗せしむべきこと依囑した。仍て件の九ヶ寺は十九日奉行と同道浦上に出張して教諭をなしたが、中々強情で一分も聞き入れなかつた。そこで奉行所でも「畢竟是迄之處置嚴重無御座故、邪徒の者ども兎角強情相募り申候」(邪教始末)と氣付いたらしい、九月中旬には入牢の者ども「一往偽改心にて」、村預ケといふことで御

免になつて一先づ此の事件は鎮靜した。

然るに邪徒は間もなく再起した。邪教始末には天主堂より多分の金子を持ち出し、諸方へ忍び入つて貧者には金錢等を施し、且つ奇怪不思議の事を行つて誘引すとあり、崎陽茶話には交會と稱して深夜に男女密會すと云、天照皇太神宮・春日八幡等の御札を水火或は雪隠に投すとある。かくて暫時の間に方々に何十人何百人と申程入邪之徒が出来るといふのは今迄の潜伏切支丹が頭角を顯しただけのことではあるが、志有る者には誠に嘆はしきことであつた。その上明治元年春になつては、

右之通天主教擴張いたし候より、耶蘇教之方も頻りに弘通之手段を相運申候に付、耶蘇之教師フルベツキの妻マラヤミ申者乳のみ子を捨置き、火輪船にて漢土へ參り、彼地へ居留之教師數人を日本に連れ來る爲に、上海香港邊え罷越申候(邪教始末)

とあつては尋常のことではない。「長崎邪徒の篤信のものは逆も改心杯と申事は致間敷候へば、嚴誠に可被仰付哉と存候、從信之者共は手段を以教諭説得いたし候得ば、隨分改心が可致見込も有之候」とは蓋しさも考へたことであらうが、さるにても横濱は如何や、是も教師數人居留致し居ることなれば追て國人を誘引すべし、又昨冬以來兵庫も開港に付ては追々教師も入込むべければ、遠からざる内浪華京師迄邪毒入込可申哉と歎息するのは無理からぬことである。西本願寺が破邪顯正出役なるものを諸國に派して外教の流布を視察せしめたといふのは此頃である。

明治政府は異教禁止については舊幕時代の方針を襲ひ、列侯を率ゐて五條誓勅をなされし翌日○三月十五日 仰出されし高札五枚の建替命令では第三札雛形に依て達せられた。がそれが内國事務局判事小河一敏の失錯○或は特別の注意ならんに原づき、きりしたん

邪宗門云々となつてゐて、四月には英國公使パークスの抗議にあひ、閏四月四日には切支丹宗門云々ど邪宗門云々の二項にして辛うじて面目を保つた話は餘りに有名である。だが之でも推せらるゝ通り異教問題は外交問題と結合して來た。そして之はいよゝゝ異教に對する誤解を深めることになつたらう。それがあらぬかあの多事の際に九州鎮撫總督兼長崎裁所總督澤宣嘉卿が着任^{〇二月十五日}すると間もなく浦上村の天主教徒を召喚して轉宗を諭したが應じないので拘禁した。こゝにぬからぬのは宣教師で信仰の自由を説いて之を妨げんとする。されど日本人の處分を日本政府が行うに不都合はあるまいと答へたので、宣教師側よりは各國領事に訴へ、領事團から改めて教徒の解放を要求した。茲に於て澤總督は政府の指揮を仰ぐ爲に、九州鎮撫使總督參謀兼長崎裁判所參謀井上聞多を上京せしめた。尤も當時は慶喜御親征の意味で大

阪へ行幸中なので井上も大阪にゐたやうである。而して件の稟請は長崎にて教僧等舊染餘醜の者共へ色々懇切に説法し、漸々押弘め、愚夫愚婦のものも亦煽惑して兩三年より尤も盛に歸向し、平常たえず四五人も教堂へ入込み、教文杯を習ひ或は守を受け病死する者も決して寺院へは頼まず、勝手に埋葬し、三四ヶ所小さき天主堂を建て、神佛を蔑視し佛祭等杯は毀廢し、妖教を聞かせん爲には金杯も與へ候等の事より、殆三千人にも相成、凶徒の勢日々盛に立至り、既に昨年六月頃諸藩士は勿論市中他郷等神佛を尊信致者共と水火の不和を生じたことから、その處分の寛大に失せしこと、又教諭せしも頑固なること等を詳記してある。流石に恠事を行ふとか交會を行ふとかいふことは書いてないが、異徒に對する憤懣の志は充分に讀めるが、政府の考へも粗同様なもので、四月二十三日諸藩に下された達には

○前方今大政更始の折柄右様追々蔓延致候ては實に國家の大害に相成、暫も難捨置事件に候得ば右巨魁の者打集め尙懇に説諭を加へ候上速に悔悟致し候はゞ右宗旨の書籍並像一切毀捨て、神前に於て誓約をなさしめ若萬一悔悟不致候節は不得止斷然巨魁の者數人斬罪梟首致し、其餘の者は悉く他國に移し夫々夫役に用ひ一時に根柢を勤絶し數年を経て悔悟の實相顯候上歸住相免し候外有之間敷候、實以不容易事件に付聊無伏臆各見込の程言上可有之被仰出候事(邪蘇始)
(末記)

とある。即ち議定、參與、徴士、在阪の諸侯を召して意見を徴されたが、適切な成案もなくして廟議は決しなかつた。それでも此問題は重大である。故に當時徳川氏處分を始め大問題輻湊の時に拘らず、參與職木戸準一郎を遣はすことになり、同人は閏四月十日大阪を發して十七日長崎に至り、同裁判所判事佐々木三四郎・同野村宗七等と協議して之が實行をなすことになつたのである。大隈侯

八十五年史によると、此時は大隈の寛大論が用ひられたとある。乃ち大に説諭したが中々應じない。そこで右の太政官の案を實行せざるを得なくなつたが、恰も高札の邪の一字さへ弱り切らされた當座であり、そして政府でも異宗徒とか耶蘇宗徒とか稱へ初めた時である。如何に大政更始の際といふ意氣込を以てしても巨魁の者梟死云々は實行し得なかつた。それで教徒三千七百七十人といふものを紀州以下三十二藩に分配教諭することとし、太政官より夫々達したのであるが、實は當時兩野北越東奥の天地に戰雲漲り、兵士糧食の運送にさへ一方ならず困んである際とて此事行ふべくもなく、僅かに巨魁百餘人を津和野○木戸文書によれば特人配當と福山・長州の三藩にのみ分付することに定めし由、五月十一日木戸は長崎を引き上げた。そして代りには大隈八太郎が長崎府判事兼外國官判事として赴任し、移送實行(○六月十九日決行せり)のことから教

諭取締並に外國應接のことに従つたのであるが、之も八月二十二日には歸京仰付られて、後は主として野村宗七が關係し、且つ翌二十三日佐賀藩に、他に浸染不致様嚴重取計へとて取締を命ぜられた。尙此の外深堀領(高島)に千五百餘人を始め、島原、平戸、天草にもあつたこと邪教始末に見えてゐるが、内外新聞第十一號を見ると、八月七日「京都ヨリ來狀ノ寫」といふ欄中に

先頃明石近邊ニ於テ耶蘇宗信仰之者不少候ニ付、嚴敷追捕被仰付人ノ輕重ニヨリ罪科被仰付タリ。右信仰ノ者多クハ貧困人身輕ノ者ドモ利慾ニ迷ヒ候ヨリ起り候事。爾ルニ士分モ少々相交り候由可歎事也

といふ記事がある。識者が邪教蔓延と憂ふる材料がこゝにも増したわけであるが、その憂ひは前説に説いた如く國難といふ切端詰つた物であつた。例へば此の内外新聞でも「愚民ハ格別士人ニ追々信仰ノ輩出來候テハ困入事也、中古モ高山右近太

夫、小西攝津守等右頭人トシテ、士分ニモ往々感レシ人有之」云々と直ちに寛永の古へを回想してゐる。若し夫れ英人ウエン・リードが發行したほしほ草第二篇(慶應四年閏四月十七日發行)に、浦上教徒拘禁のことを肥前國あまくさに、きりしたんの者一揆をおこしたり是は法蘭西人いりこみてをしへたるよしなり、中國邊の脱走人ぞも、おほくは此内にくは、りておよそ三千人の餘におよぶといへり。

と傳へたるに至つては、風聲鶴唳に驚くと云はうか。國內戰亂の際にあつてはこの噂もあつた事であらう。それにしても切支丹の先入觀念がどんな具合に働いたかを見る好例たるを失はぬ。

三、祭政教一致

むかしの事は大方そうであるが、殊に異教問題に於て政治問題として考へられた。加之復た維新の大業は祭政一致と特徴づけられた古を顧みて計劃された事である。政教全く不可分と考へられた

に不思議はない。然し如何に上代に復るといつた處で、過去の長い間に我々の祖先が努力して獲得し集積してくれた文化的遺産を悉く無視する事は出来ぬ。見よ夙に祭政維非二と賦して復古を望んだ蒲生秀實でも、その政見とも見るべき今書や不恤諱になると、彼の研鑽してゐた儒道の知識が随分加へられてゐるではないか。同様に復古國學者のそれでも四大人以來幾多の人の努力によつて大成した古學古道の知識が内容をなしてゐるのであつて、實は事はあつたが教はなかつたと彼等に信せられてゐた古のそのまゝではなくて、事の背後に教があり更に學までもある近世人の古道であつた。即ち祭の裏には教があり學がある。故に祭政一致は祭政一致でなければならぬ。長岡謙吉は土佐藩士で後新政府に仕へたものだが、彼が書いた閑愁録には政教一致ならざるべからずと明記してゐる。予は之に付いては曾て一層面白きものを

見た。これは何人か明かでないが、内容から見て明治元年四五月頃の建白案（恐らく呈出さ）れなかつた）である。即ちその冒頭に

一第一御國體ニ基キ祭政一致天道御興立之事

○中略

○政必ず祭アリ祭必ず教アリ

○天皇政令ヲ下シ或ハ公議ヲ裁斷シ給フヤ都テ天意ヲ窺フ必ず祭アリ以テ民ヲ敬信スル教ヲ示ス州縣諸官ト雖モ皆其意ヲ倣ス

○神教官ヲ設ケ此ヲ太政官ニ屬セシメズ、即チ或人ノ説是ナリ、而シテ祭政一致ノ意ヲ主トシ

天皇親ラ總裁シ玉ヒ必ず親王ヲ以テ御名代トシ別ニ知官事ヲ置カズ政府ト同體タラシム而シテ祭教ノ權ヲ專ニス故ニ副知事判事最モ人撰ヲ丁重ニス但シ御名代親王ナケレバ關ク

○下略

とあり、二年四月頃の宇田栗園の建白書にも「祭政一致必要之事と存候」とある。又これは後れて

明治四年七八月のものと考へるが當時制度取調御用専務たる後藤象二郎から岩倉右大臣に上つた意見書にも祭政教一致の方針を確立すべしと云つてある。之と相關するありやなしや、同年七月八日の「大教之旨要」には政教一致と仰せ出された。

神祇官と言はずして神教官といひ、天皇を中心として祭教を歸一せしめんとするものこれ全く教化信仰の國營であるが、之は蓋し國家の最高理想であらう。そしてこれは實に當時の通念であつた。然り何人でも祭政一致の四字によつて此の五字の内容を考へてゐたのである。その一例としてこゝに岩倉右大臣が明治三年八月太政官に建白した國體昭明政體確立に關する意見書の一節を提出しよう。即ち

一大ニ宣教ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシムヘキ事

至善之ヲ道ト云故ニ善ヲ勸メテ之ヲ爲サシムルハ即

維新前後の基督教問題と思想統一運動 (徳重)

チ天子ノ職、善ヲ知りテ以テ之ヲ主サトルハ即神明之事、是以テ幽顯 神人之理毫モ不相離、祭政一致之旨爰ニ於テ明ナリ。○下略

とあつてその次には「彼ノ耶蘇ノ徒ノ類」の如きは獨り幽道を論して顯事を輕し妄りに福音に馳せて政體を蔑如し人間の務を苟且にして自ら相傷害し神明億兆を濟ふの意に戻るものであるから、教導のこと尤も忽にすべからず」と論じてあるではないか。祭政一致の主張は畢竟するに國民の思想信仰統一運動である。

然らば何を以て祭政を不二なる教とするや。此の間に關しては殆どこゝで説明を用ふる必要はあるまいと思ふ。然り、それ程我王政復古の準備としての古代探求は進んでゐた。行き届いてゐた。國學・和學が、古道・古學を経て皇道・皇學・本教・本學・大道などいふ名で呼ばなければ満足出來ない

までに思想界が動いて來たのは、何よりもいゝその證據である。そして維新政府はこの本教本學即ち平田流の神道家を以てその教化政策を施行してゐた。そしてその中心者は津和野藩主龜井茲監その人であつて、彼の爲人信念等については之も噀々を要せず、たゞ彼が慶應三年から銳意「神道興隆の爲」神佛の分離、寺院の整理、神葬祭の制定、神道即人の大道なりといふ教化政策を藩地に施してゐたことゝ、その左右には大國隆正、福羽美靜の兩人が附いてゐたことを記せば足りよう。かくて特に興味のあるのは慶應四年三月十七日議定兼神祇輔たる彼が神祇事務局の權判事等を藩邸に呼び寄せて筆寫せしめたといふ神道政策に關する布告案六通であるが、今煩を避けて第四、第五の二ツだけを擧げんに(理學博士山口銳之助氏明治戊辰祭政一致の御制度二による)

一 先帝御代々御陵

右神祇局へ添受持被仰付候事

一 皇國內宗門、復古神道ニ御定被仰出候事

但佛道歸依之輩者、私ニ取用候儀者不苦候事

○

一方今王政復古神祇道御興起被仰出候ニ付而者、天下之人民彌奉尊敬神社、皇國之教令堅相守、邪法ニオイテハ益嚴禁之旨被仰出候、仍之以來諸國共產土之神社ニ誓ハセ候而、邪法相糺、且人數改致シ候而、人員帳神祇局へ相届可申候、右ニ付而者向後神州之古典ニ基キ神葬ニ御定被仰出候事

但佛道歸依之輩ハ、私ニ取用候儀者不苦候事

とあつて正しく之を説明するものである。即ち復古神道(○之は大國流の本教を指すこと疑を容れず)を宗教宗派なりと考へて國家の公教とし、佛道は私に信仰を許すのみ、又天下の人民即ち國民は皇國の教(本教即ち惟神の大道のことと思はる)政令を守り邪法は益嚴禁し、之が爲め宗門改めを廢して氏子改めを行はうといふのである。

神道を宗門なりと考へたのは古い。明和の頃か

ら屢起つた神職自葬の出入書類ダイにはよく神祇道とか神道宗門の字がある。又氏子改めにした所で、二百年間も宗門改が行はれてゐたことから考へれば、誰でも考へ及ぶことである。だからこれも當時の思潮であつたのであるが、その實行となるに爾く簡單には行かなかつた。試みに時勢の實情と新政府の立場とを考へて見よ、東國の兵亂と財政の困難は固よりであるが、それよりも首腦者が最も困んだのは人心の不和ではなかつたか。先づ大阪行幸の反對、東京奠都の不平、それは稍もすれば憚るべき筋に多かつた。木戸の如きは舊弊一洗に公家の廢止まで考へたことがあるといふ。或は又肥後の如き大藩などの薩長離間、もしくは草第七篇に見ゆる如き、新政府は排佛を行ふ法敵なりと門徒を使喚する賊徒、それに今一つ有力なのはパークス以下外國公使領事の干涉。我々は久保・木戸等其衝に立つてゐた人々の手束を讀むとき屢

々絶望的の文句に接し、轉た感慨に沈ませらるゝ時がある。其上こんな大改正には、それだけ十分の準備を要する。それはかの匆忙の際殆ど不可能のことである。五條の御誓勅を遊ばされた前日、既に

此度王政復古神武創業之始被爲基、諸事御一新祭政一致之制度ニ御恢復被遊候ニ付略○下

と維新の大方針を布達した政府が、越えて三日目の此の龜井の布達案六條の内、神佛分離の一項のみは允裁を與へて、他は保留したか却下したか兎に角布達せしめなかつたことには相當の理由があるらう。

だが之は政府首腦者が祭政一致の考を擲つたことにはならない。彼等も固より佛は好まぬ。然れども今俄に之を廢せば天下の人心を激して禍亂を招き、遂に時局の收拾すべからざるに至らんとを恐るゝのである。故に本學神道の國粹的攘夷

的理念に加ふるに二百餘年間の積る不平を以て、動もすれば突進せんとする神道者流を押しこめて、先づ神佛分離、社僧還俗の許可を令したのみであつた。そして漸を以て「佛の源を塞く」の所置（宇田栗岡上書）に出でんと考へてゐたのである。だから暴力を以て神殿の鍵を奪ひ、土足のまゝ殿上に亂入し佛像佛具を悉く焼拂つたり奪取つたりした日吉騒動の参加者を誠告したり、神佛分離は排佛毀釋の趣意にあらずなご、沙汰はした僧侶が浦上那徒の説諭を出願すると之は許さなかつた。太政官日誌第六十四號には、本願寺、東本願寺、興正寺、佛光寺、専修寺、錦織寺へ各通達せらるゝとして、左の御沙汰を出してある。

九州表耶蘇之徒教諭盡力致度願之趣尤ニ候へ共既ニ巨魁數人御取調之上藩々へ御預相成自餘之輩當分肥前藩へ屹度取締被仰付候間於其宗旨教誨之儀不被及御沙汰候事

八月

まことに體よき却下である。尤も攝信上人勤王護王録〇六月廿四日條を見れば「異教拒の事、眞宗一派申合而邪法に陥入候輩教化之儀、是は勤王之重大事宗門に於ても一角骨折可被成候、此儀は御申合にて御預りに相成候は、朝廷にも御満足の旨別而御話に付、尙申合示談の上可伺出旨にて引退」とあつて、元々岩公の徳蕙もあつたらしいから、かの達は神祇官方面の反對が利いてゐるのであらう。けれども是はもとゞ佛敎の觀方といふ根本の問題に關することであつて仕方はない。元來維新の運動を王政維新といふのは未だその眞を得ないのである。皇政維新とこそ云ふべけれ。若し王政の字で足れりとすべくんば、明治の復古が元弘建武や承久の運動と違ふ所、換言すれば明治維新の個性は何處に認めるか。謂はるゝ如く維新運動の思想的準備は儒者國學者に於てなされた。而してその儒者運動の中心たる水戸學や崎門派の精神

は王道の陵夷は非實利的非現世的な佛教を妄信した結果である。天人の大道を輕じて荒誕點禱の教説に溺るゝからであるといふにあり、國學者の中心たる古道家、本學家は王道の陵夷を、異國の道を尊んで我が太古の神々の道を忘れたからである。神々の道を興すことはすべての異國の教を廢することにある。そして共に理想の體現者として皇室を見る。だから治國平天下に無益な教を卻けるか、神々の尊嚴を恢復するか、何れにせよ佛教は卻けねばならぬのである。世間無用物、屠兒與浮圖(日柳燕石)、これが一なら、佛らは玉のうてなにかつえて、神は雨もる小屋のしき屋に(平田篤胤)は二。そこで念々共同の敵たる關邪にも佛を用ふるを肯せぬのである。とはいへ、此の結果は當然二ツの新しい問題を引き出すことになる。第一は然らば神祇官はすべからく彼の所謂神道宗門を以て此の困難を治むべしといふこと。第二は然らば佛教側は

殆ど全く存在の理由を失ふに至るではないかといふこと。今便宜第二から説明しよう。(以下次號)